

共済積立貯金をご存じですか？

貯金事業は、加入者からお預かりした資金を効率的に運用し、その運用益を還元することにより加入者の福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

積立の種類

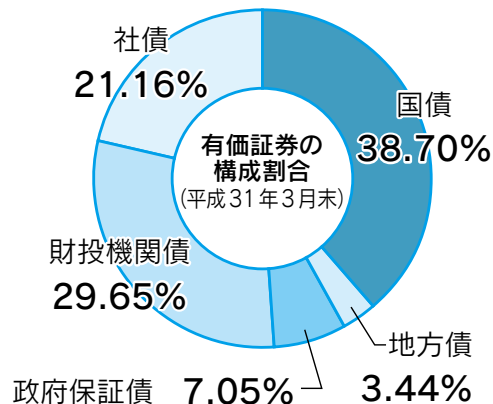
- 定例積立：毎月給与から天引きして積立てます。
- 臨時積立：賞与天引き（※）または銀行振込みにより積立てます。
※賞与天引きは一部実施していない所属所があります。

資金の運用

資金は、国債・地方債・政府保証債・格付けの高い財投債のほか、金銭信託や定期預金を購入し運用しています。

なお、共済積立貯金は、福祉事業の一環として行っていることから、ペイオフ制度の対象外となります。

そのため万が一に備え、地方公務員等共済組合法に基づき貯金額の5%を「欠損金補てん積立金」として積立しており、平成29年度末の欠損金補てん積立金は約22億円になります。また、その他に積立金を約8億円積立しています。



銘柄は、共済組合 HP (貯金事業) に掲載しています。

貯金払戻・解約金の送金スケジュール

5月							6月							7月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		1 回目 送金	1	2	3	4				1 回目 送金			1		1	1 回目 送金			5	6	
5		払戻し	8	9	10	11	2	3	4	払戻し	7	8	7	8	払戻し			12	13		
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15		16	17	18	19	20
19	20	2 回目 送金		23	24	25	16	17		2 回目 送金	20	21	22	23	24	2 回目 送金	23	24	25	26	27
26	27	払戻し・解約		30	31		23	24	25	払戻し・解約	27	28	29	28	29	払戻し・解約	30	31			

- 解約の場合は2回目に送金します。
- 「貯金払戻（解約）請求書」の締切日は所属所により異なりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。
- 払戻限度額は、前月末の残高となります。